

裁判員制度の施行状況等に関する検討会に対する報告

第1 殺人罪及び強盗致死傷罪の起訴率（各年において起訴又は不起訴とされた人員の合計に対する起訴された人員の割合のこと。以下同じ。）について（いずれも未遂を含む）

昭和59年以降、各年に起訴された人員数と不起訴とされた人員数から機械的に算出した起訴率は、資料1－1（殺人罪）及び資料2－1（強盗致死傷罪）のとおりであり、起訴率が低下傾向にある。

検察当局においては、いずれについても、個別具体の事案に即して、法と証拠に基づき、起訴又は不起訴の判断をしており、起訴率は、その結果の集積に過ぎないことに加え、発生する犯罪の傾向等社会情勢の変化はもとより、刑事司法手続全般の法制度や運用等あらゆる事柄が関わり得るものであることから、その低下傾向の原因を一義的に明らかにすることは困難であるが、可能な範囲でその要因につき検討した結果は以下のとおりである。

1 殺人罪について

(1) 資料1－1のとおり、殺人罪の起訴率は、裁判員制度施行前の平成16年頃から低下傾向にある。

(2) 一方、裁判員制度施行後の平成21年以降も、起訴率の低下が進んでいるが、その原因の一つに、被疑者「不詳」の事案の増加が考えられる。不起訴のうち、「嫌疑なし」、「嫌疑不十分」等の中には、

○ 犯罪死の疑いがあったことから、殺人の被疑事実で司法解剖を実施したものの、捜査の結果、犯罪の嫌疑がないことが判明した事案

○ 殺人又はその未遂事案について捜査を行ったものの、犯人特定に至らなかったために送致され不起訴処分とされる事案

が含まれ、いずれも被疑者は「不詳」として処分されることが多いところ、平成22年以降の被疑者「不詳」として処理された件数は、資料3のとおりである。

(3) これに対し、平成21年以前の被疑者「不詳」の件数を推察すると、①検察官が司法解剖のため、警察からの報告等を基に事件として認知し、令状請求を行うことがあり、その多くが、被疑者「不詳」とするものであるところ、殺人罪における検察官の認知件数が平成18年以降上昇していること（平成18年までは100件台にとどまっていたが、その後、上昇し、平成22年以降300件台となり、その後も上昇あるいは横ばい傾向である。）、②被疑者「不詳」の事案を不起訴処分とする際には、一般的には、「嫌疑なし」「嫌疑不十分」「時効完成」が想定されるところ、資料1－2のとおり、例えば、裁判員制度施行直前で一番起訴率が高かった平成18年においては、それらの合計が272件に過ぎないが、平成22年以降の被疑者「不詳」の件数は、それに近似（平成22年では267件）あるいは大幅に増加（平成29年では421件）した件数となっていることなどからすれば、平成22年以降の被疑者「不詳」の件数は、平成21年以前よりも大幅に増加したことが

推察される。

- (4) 以上のとおり、殺人罪につき、平成１６年以降、起訴率が低下しているものの、その理由の一つとしては、被疑者「不詳」の件数の急激な増加が考えられる（資料３のとおり、被疑者「不詳」を除いた起訴率は、年によってばらつきはあるものの、おおむね横ばいか、やや低下傾向にとどまるとも評価できる。）。

２ 強盗致死傷罪について

- (1) 資料２－１のとおり、強盗致死傷罪の起訴率は、裁判員制度施行前の平成１８年頃から低下傾向にある。

- (2) もっとも、強盗致死傷罪については、資料２－２のとおり、平成１８年頃以降、「嫌疑不十分」、「時効完成」を理由とする不起訴人員が増加していると認められるが、この中には、

○ 捜査を行ったものの、犯人特定に至らなかったために、時効完成直前に送致され、不起訴処分とされる事案

が含まれ、その場合には被疑者「不詳」として処分されるところ、平成２２年以降の被疑者「不詳」の件数は、資料３のとおりである。平成２１年以前の被疑者「不詳」の件数を前同様に検討すると、例えば、裁判員制度施行直前で一番起訴率が高かった平成１７年においては、「嫌疑なし」「嫌疑不十分」「時効完成」の合計が１３３件に過ぎず、仮にそれが全て被疑者「不詳」であったとしても、平成２２年の被疑者「不詳」の件数である３６８件の半分にも満たないことからすると、平成２２年以降の被疑者「不詳」の件数は、平成２１年以前よりも大幅に増加したことが推察される。

- (3) なお、被疑者「不詳」の件数が増加している理由としては、平成１７年１月１日以前に発生した強盗致傷罪の公訴時効は１０年であったところ、平成１１年頃以降、強盗罪や強盗致傷罪の認知件数は右肩上がりとなった一方、平成１１年頃から平成２０年頃までの間は、強盗致傷罪等の検挙率が低下した時期であり、未解決となっていた事件の数が多く、それらの事件が公訴時効を迎える平成２１年頃以降に、被疑者「不詳」として送致されることとなるため、被疑者「不詳」の件数が急増したものと思われる。

- (4) 以上のとおり、強盗致死傷罪につき、平成１８年頃以降、起訴率が低下しているものの、その理由の一つとしては、被疑者「不詳」の件数の急激な増加が考えられる（資料３のとおり、被疑者「不詳」を除いた起訴率は、年によってばらつきはあるものの、おおむね横ばいか、やや低下傾向にとどまるとも評価できる。また、被疑者「不詳」の件数が激減した平成２７年以降、資料２－１のとおり、起訴率が急に上昇していることから、起訴率には、被疑者「不詳」の件数が相当な影響を与えていると考えられる。）。

第２ 検討

- １ 以上のとおり、平成２２年以降、殺人罪及び強盗致死傷罪いずれも、被疑者「不詳」の件数が、それ以前と比べて急増していることが伺われ、そのことが起訴率の低下の一因となっているものと考えられる。また、いずれも裁判員制度施行前の平成１６年

頃から平成１９年頃にかけて起訴率の低下傾向が見られ始めることに加え、資料４のとおり、一般刑法犯全体を見てもその頃から低下傾向が見られることからすれば、近年の起訴率の低下が、裁判員制度に起因するものと認めることは困難である。

２ 加えて、そもそも、全地方裁判所の通常第一審事件の無罪件数が、裁判員制度施行前後で急増したという事態は認められないし、全地方裁判所の通常第一審事件のうち裁判員裁判における無罪件数も同様であり、その他の点でも、裁判員制度対象事件について、起訴の在り方を裁判員制度施行前や裁判員制度非対象事件と比べて変更すべき特段の事情も認められない。

３ 以上より、裁判員制度が起訴率の低下に影響を与えていると認めることはできない。

殺人罪(未遂を含む)の起訴率の推移について

	起訴	不起訴	起訴率	その他	総数
昭和59年	1,121	644	63.5%	169	1,934
昭和60年	1,157	588	66.3%	205	1,950
昭和61年	1,102	772	58.8%	180	2,054
昭和62年	1,028	1,683	37.9%	191	2,902
昭和63年	846	2,988	22.1%	127	3,961
平成元年	750	702	51.7%	174	1,626
平成2年	684	548	55.5%	150	1,382
平成3年	632	573	52.4%	134	1,339
平成4年	622	727	46.1%	116	1,465
平成5年	684	1,236	35.6%	163	2,083
平成6年	700	1,081	39.3%	142	1,923
平成7年	764	977	43.9%	129	1,870
平成8年	728	450	61.8%	127	1,305
平成9年	746	463	61.7%	127	1,336
平成10年	752	499	60.1%	187	1,438
平成11年	775	470	62.2%	150	1,395
平成12年	817	518	61.2%	200	1,535
平成13年	827	509	61.9%	192	1,528
平成14年	888	459	65.9%	166	1,513
平成15年	905	536	62.8%	153	1,594
平成16年	830	662	55.6%	164	1,656
平成17年	764	601	56.0%	183	1,548
平成18年	685	517	57.0%	158	1,360
平成19年	610	547	52.7%	171	1,328
平成20年	593	629	48.5%	177	1,399
平成21年	486	515	48.6%	168	1,169
平成22年	379	623	37.8%	252	1,254
平成23年	385	666	36.6%	224	1,275
平成24年	332	723	31.5%	255	1,310
平成25年	311	723	30.1%	233	1,267
平成26年	321	593	35.1%	154	1,068
平成27年	321	659	32.8%	175	1,155
平成28年	274	615	30.8%	183	1,072
平成29年	301	768	28.2%	241	1,310

注1 検察統計年報による。

注2 「その他」は、「中止」、「他の検察庁に送致」、「家庭裁判所に送致」の合計人員。

注3 裁判員制度の施行日は、平成21年5月21日。

殺人罪(未遂を含む)の不起訴理由について

	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	心神喪失	時効完成	その他	総数
昭和59年	50	172	50	1	123	49	199	644
昭和60年	54	92	51	3	168	30	190	588
昭和61年	43	133	220	4	130	43	199	772
昭和62年	45	124	1,102	18	157	52	185	1,683
昭和63年	40	101	2,441	38	144	43	181	2,988
平成元年	35	109	217	6	137	60	138	702
平成2年	39	106	54	1	156	70	122	548
平成3年	36	96	105	5	114	77	140	573
平成4年	30	71	302	4	133	56	131	727
平成5年	31	106	781	11	141	39	127	1,236
平成6年	31	99	654	16	139	38	104	1,081
平成7年	23	81	556	5	146	40	126	977
平成8年	30	93	39	10	132	33	113	450
平成9年	29	104	49	3	118	44	116	463
平成10年	19	116	35	10	123	43	153	499
平成11年	24	109	47	0	109	33	148	470
平成12年	23	112	70	2	113	60	138	518
平成13年	21	100	91	6	96	65	130	509
平成14年	27	109	68	5	81	47	122	459
平成15年	28	98	81	14	92	48	175	536
平成16年	48	139	165	31	82	37	160	662
平成17年	23	113	161	3	87	44	170	601
平成18年	23	102	116	6	74	54	142	517
平成19年	16	84	125	4	99	58	161	547
平成20年	17	105	190	4	102	62	149	629
平成21年	19	114	136	15	73	46	112	515
平成22年	20	73	263	17	98	19	133	623
平成23年	18	74	312	22	104	12	124	666
平成24年	20	180	304	6	92	6	115	723
平成25年	25	117	321	24	102	7	127	723
平成26年	36	112	232	21	84	10	98	593
平成27年	31	121	299	11	72	22	103	659
平成28年	28	136	230	4	78	21	118	615
平成29年	30	239	287	3	92	10	107	768

注1 検察統計年報による。

注2 「その他」には、「被疑者死亡」、「裁判権なし」などが含まれる。

注3 裁判員制度の施行日は、平成21年5月21日。

強盗致死傷罪(未遂を含む)の起訴率の推移について

	起訴	不起訴	起訴率	その他	総数
昭和59年	404	111	78.4%	364	879
昭和60年	398	100	79.9%	359	857
昭和61年	398	88	81.9%	360	846
昭和62年	382	126	75.2%	357	865
昭和63年	312	109	74.1%	381	802
平成元年	268	107	71.5%	342	717
平成2年	308	105	74.6%	404	817
平成3年	300	84	78.1%	498	882
平成4年	315	115	73.3%	417	847
平成5年	441	97	82.0%	489	1,027
平成6年	440	123	78.2%	703	1,266
平成7年	413	85	82.9%	575	1,073
平成8年	426	103	80.5%	864	1,393
平成9年	476	107	81.6%	1,409	1,992
平成10年	637	124	83.7%	1,189	1,950
平成11年	872	151	85.2%	1,294	2,317
平成12年	912	140	86.7%	1,416	2,468
平成13年	986	126	88.7%	1,385	2,497
平成14年	1,134	206	84.6%	1,284	2,624
平成15年	1,161	199	85.4%	1,438	2,798
平成16年	1,287	197	86.7%	1,127	2,611
平成17年	1,230	182	87.1%	967	2,379
平成18年	1,001	248	80.1%	720	1,969
平成19年	770	246	75.8%	573	1,589
平成20年	683	273	71.4%	498	1,454
平成21年	660	369	64.1%	548	1,577
平成22年	522	453	53.5%	357	1,332
平成23年	472	593	44.3%	410	1,475
平成24年	375	619	37.7%	323	1,317
平成25年	398	759	34.4%	373	1,530
平成26年	357	601	37.3%	290	1,248
平成27年	334	285	54.0%	263	882
平成28年	247	159	60.8%	194	600
平成29年	262	134	66.2%	111	507

注1 検察統計年報による。

注2 「その他」は、「中止」、「他の検察庁に送致」、「家庭裁判所に送致」の合計人員。

注3 裁判員制度の施行日は、平成21年5月21日。

強盗致死傷罪(未遂を含む)の不起訴理由について

	起訴猶予	嫌疑不十分	嫌疑なし	罪とならず	心神喪失	時効完成	その他	総数
昭和59年	11	33	0	0	5	56	6	111
昭和60年	20	26	0	0	5	40	9	100
昭和61年	13	30	0	0	6	28	11	88
昭和62年	11	43	0	0	9	56	7	126
昭和63年	16	42	1	0	13	35	2	109
平成元年	19	51	1	1	3	31	1	107
平成2年	17	36	0	0	10	39	3	105
平成3年	20	20	0	0	8	35	1	84
平成4年	11	50	5	0	11	35	3	115
平成5年	19	28	0	0	11	36	3	97
平成6年	25	37	0	5	13	39	4	123
平成7年	14	31	0	0	5	29	6	85
平成8年	18	54	0	0	8	19	4	103
平成9年	23	41	0	0	9	29	5	107
平成10年	21	69	1	1	2	19	11	124
平成11年	21	91	3	0	9	23	4	151
平成12年	27	69	0	0	9	27	8	140
平成13年	9	70	2	0	7	37	1	126
平成14年	39	119	2	0	6	27	13	206
平成15年	27	116	1	0	5	38	12	199
平成16年	41	116	1	0	6	29	4	197
平成17年	30	104	5	5	3	24	11	182
平成18年	23	175	2	0	3	36	9	248
平成19年	14	162	3	0	5	54	8	246
平成20年	13	198	1	0	1	53	7	273
平成21年	19	280	3	0	3	57	7	369
平成22年	11	345	0	0	5	84	8	453
平成23年	18	454	1	0	4	108	8	593
平成24年	27	471	0	0	8	108	5	619
平成25年	29	540	36	0	4	147	3	759
平成26年	10	406	0	11	6	163	5	601
平成27年	14	48	6	10	4	202	1	285
平成28年	35	68	3	0	1	48	4	159
平成29年	24	88	0	0	3	14	5	134

注1 検察統計年報による。

注2 「その他」には、「被疑者死亡」、「裁判権なし」などが含まれる。

注3 裁判員制度の施行日は、平成21年5月21日。

	殺人			強盗致死傷		
	不起訴 件数	被疑者 不詳	不詳を 除いた 起訴率	不起訴 件数	被疑者 不詳	不詳を 除いた 起訴率
平成22年	623	267	51.6%	453	368	86.0%
平成23年	666	372	56.7%	593	498	83.2%
平成24年	723	409	51.4%	619	510	77.5%
平成25年	723	358	46.0%	759	617	73.7%
平成26年	593	262	49.2%	601	485	75.5%
平成27年	659	312	48.1%	285	203	80.3%
平成28年	615	308	47.2%	159	51	69.6%
平成29年	768	421	46.5%	134	22	70.1%

一般刑法犯				
	総数	起訴	起訴率	不起訴
昭和59年	433,326	116,245	59.8%	78,183
昭和60年	422,012	110,777	60.1%	73,656
昭和61年	399,358	100,041	59.5%	68,151
昭和62年	392,594	94,989	57.7%	69,522
昭和63年	386,481	87,116	55.7%	69,426
平成元年	348,983	79,453	56.7%	60,776
平成2年	318,855	70,876	55.4%	57,055
平成3年	300,249	66,348	56.3%	51,420
平成4年	283,311	65,323	55.8%	51,800
平成5年	284,666	67,013	54.9%	55,024
平成6年	283,867	67,725	55.0%	55,390
平成7年	273,403	66,027	55.3%	53,475
平成8年	279,950	65,595	55.8%	51,973
平成9年	305,179	68,040	56.8%	51,699
平成10年	313,780	72,100	58.2%	51,873
平成11年	301,729	75,560	59.4%	51,630
平成12年	326,286	86,897	57.6%	63,962
平成13年	348,279	93,286	56.9%	70,780
平成14年	375,053	100,913	55.4%	81,376
平成15年	392,416	105,375	53.3%	92,494
平成16年	413,593	110,193	50.0%	110,346
平成17年	411,018	109,441	46.8%	124,184
平成18年	419,378	110,298	43.6%	142,852
平成19年	388,860	102,993	43.6%	133,196
平成20年	361,285	98,570	44.4%	123,457
平成21年	356,286	96,541	43.9%	123,184
平成22年	345,745	91,322	42.5%	123,591
平成23年	325,072	85,586	41.9%	118,802
平成24年	313,216	83,823	40.7%	122,269
平成25年	299,569	78,774	38.9%	123,672
平成26年	288,019	77,405	38.5%	123,887
平成27年	273,689	77,268	39.1%	120,522
平成28年	257,366	73,060	38.2%	118,115
平成29年	245,408	69,674	37.5%	116,194

※検察統計年報による。